

平成28年度に建設工事で発生した事故事例（立木処理による事故）

【事故概要】

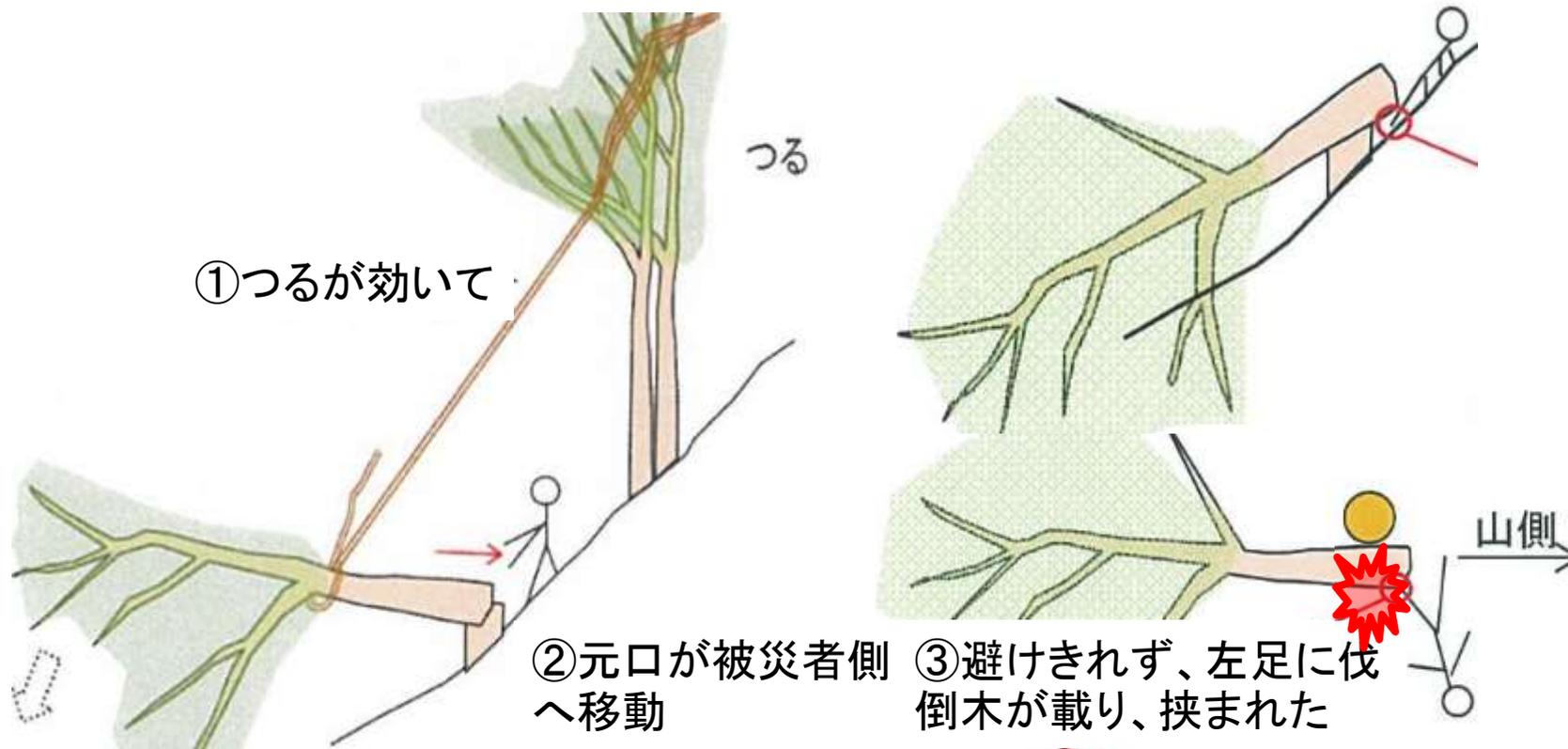
チェーンソーにより立木を伐採していたところ、伐採木と隣接する立木がつるで絡まっており、伐採木の元口が作業員側へ移動し、避けきれず左足首を挟まれる事故が発生しました。

【事故原因】

・本人の不注意

【改善対策】

・つる巻立木の伐採は自己判断で軽率に行わない
・前処理を徹底する



分類：伐採、チェーンソー

被害状況：左足部圧挫傷

平成29年度に建設工事で発生した事故事例（立木処理による事故）

【事故概要】

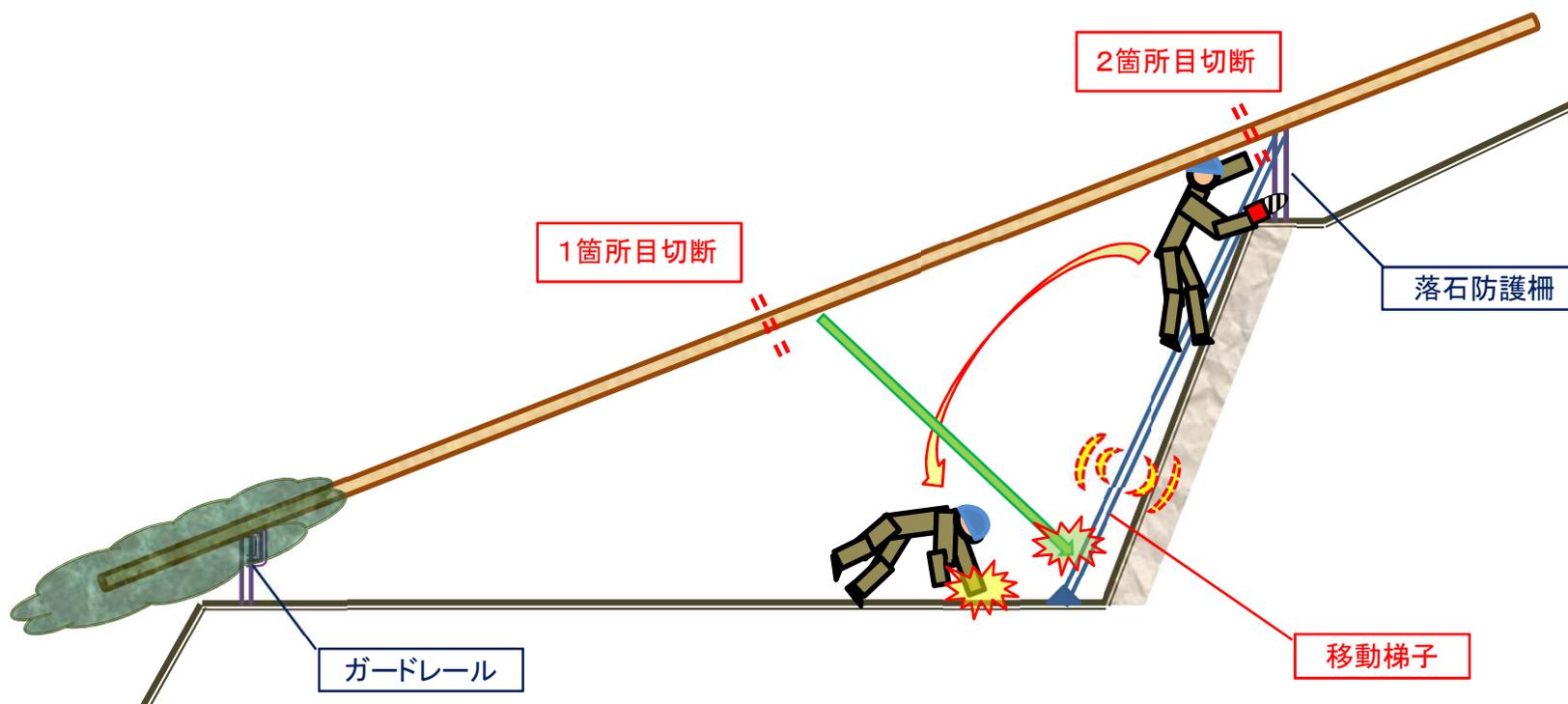
台風18号による倒木処理のため、道路山留ブロック上部に梯子を掛け、擁壁を超えて道路を塞いだ倒木をチェーンソーで切る作業中、切り落とした木が梯子の下部に当りバランスが崩れて、約3.5mの高さから転落し左手首を骨折した。

【事故原因】

- ・安全帯のフックを固定された箇所には掛けていなかった
- ・梯子の固定を行っていなかった

【改善対策】

- ・2m以上の高所作業時は、安全帯の使用を徹底する
- ・移動梯子を使用する際は、梯子の固定措置を徹底する
- ・安全対策に関する教育を再度行う



【分類】伐採・チェーンソー

【被害状況】左橈骨遠位端骨折(6週間加療)

平成29年度に建設工事で発生した事故事例（立木処理による事故）

【事故概要】

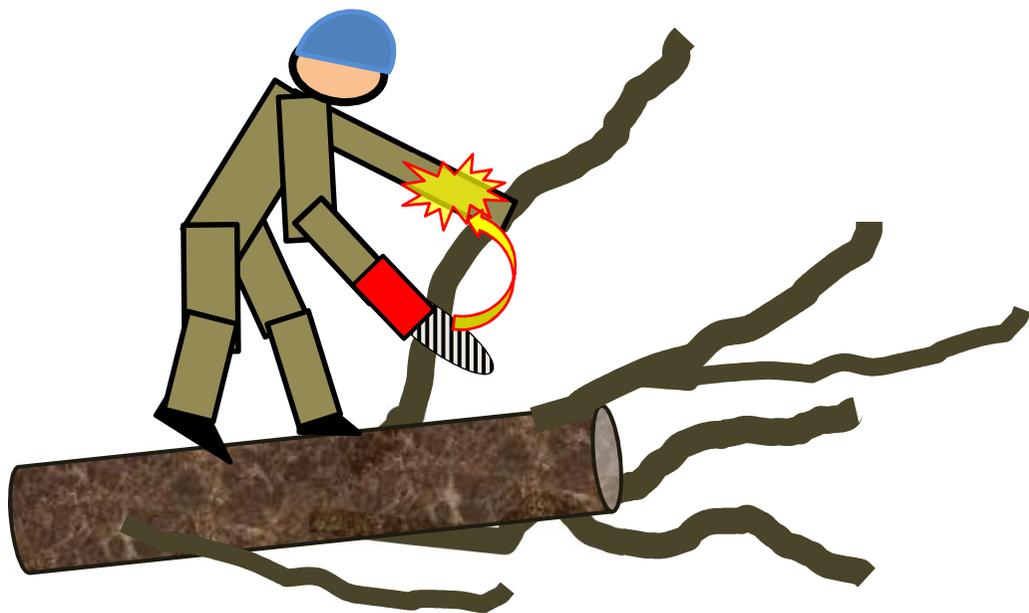
台風18号による倒木の処理を行っていた際、右手でチェーンソーを持ち、左手で枝を掴みながら、倒木を小割していたところ、チェーンソーがキックバックし、左前腕部を挫創した。

【事故原因】

- ・チェーンソーは両手でハンドルを握って使用すべきところ、作業員の気の緩みから、片手で使用してしまった
- ・保護帽、作業服、手袋、安全靴は着用していたが、防護具は未着用だった

【改善対策】

- ・作業前の指差呼称、安全プラカードの読み上げ等、安全管理の更なる徹底を図る
- ・チェーンソーに注意喚起「片手使用禁止」、「キックバック注意」のシールを貼る
- ・防護具（作業用腕カバー等）を着用する



【分類】伐採・チェーンソー

【被害状況】左前腕部挫創（2ヶ月間の患肢安静・療養）

平成30年度に建設工事で発生した事故事例（工具・資材による事故）

【事故概要】

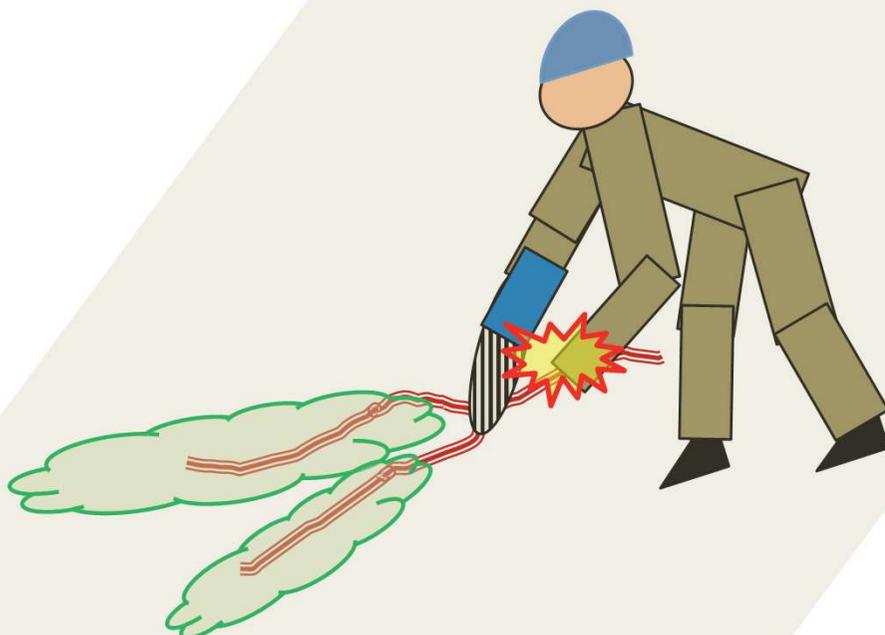
道路路側の支障木伐採で切り落した枝をチェーンソーで小分けにする作業を行っていた。
左手で枝を支えるように持ちながら、右手のチェーンソーで切断しようとした際、枝の節か何かにチェーンソーが接触して突発的な動きが発生し、左手首に接触し負傷した。

【事故原因】

- ・防切創手袋等の未着用
- ・片手でのチェーンソー作業
- ・作業手順書を逸脱した作業を行っていたにも関わらず、元請業者の監督者及び他の作業員が特に注意を払わなかった

【改善対策】

- ・作業手順書の周知徹底
- ・注意喚起のため、「片手作業禁止」、「キックバック注意」のシール貼り付け



【分類】 伐採、チェーンソー

【被害状況】 左手切創（全治10日間）

令和2年度に建設工事で発生した事故事例（飛来物事故）

【事故概要】

立木伐採作業にて、梯子に1m上りチェーンソーで枝落としをしていたところ、枝が裂けて落下した。その時、枝に梯子を固定していたベルトの金具が飛散し、その金具がフェイスガードを破り左目に当り負傷した。

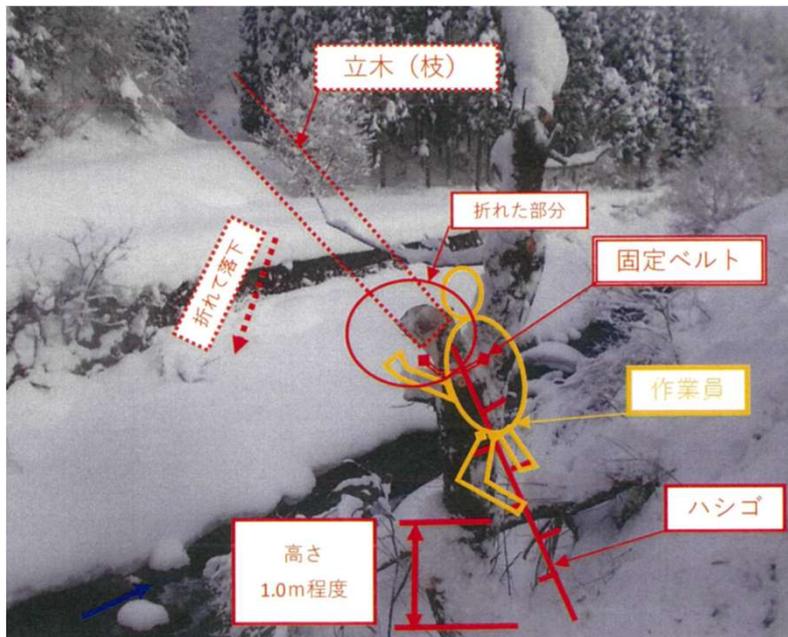
【事故原因】

・梯子は固定バンドで固定し、安全帯やフェイスガード付ヘルメットを装着していたが、固定した箇所が、今回折れた枝であり、枝が裂ける範囲が想定より大きかったため、枝が折れた際、固定バンドに大きな負担がかかり金具が飛散し、フェイスガードを破り左目を負傷。結果的には、梯子を固定した箇所が、適切でなかったことが原因。

【改善対策】

・梯子の固定は、伐採木落下による影響を受けない枝に行う。
・梯子を設置する場合は作業前に、設置場所、固定バンドの設置場所について、作業員全員で打合せ確認を行う。

事故現場状況写真



事故現場概略図



【分類】伐採、チェーンソー

【被害状況】業者人身 1名 左眼球破裂（休業 2ヶ月（手術3回））

令和3年度に建設工事で発生した事故事例（立木処理事故）

【事故概要】

支障木処理作業を行っていた作業員に、切り倒した木が跳ね上がり、根元部分が当って負傷した。

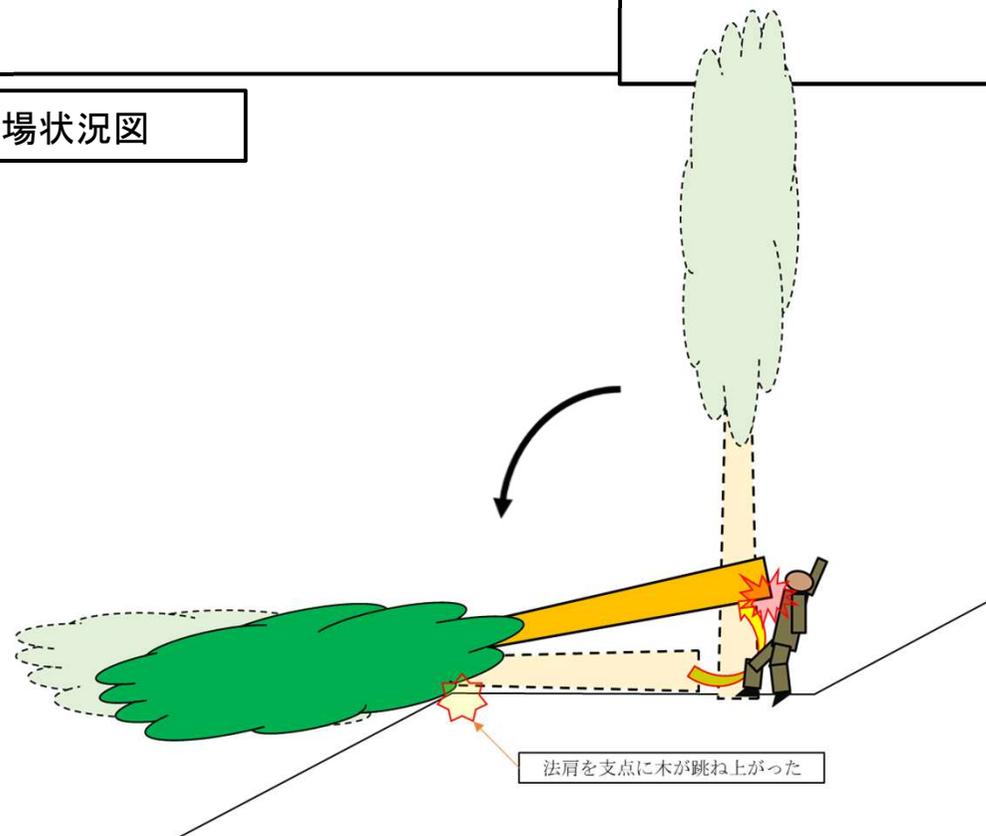
【事故原因】

・事故当日、KY活動は行われていたが、作業内容が伐倒・枝搬出作業となっていたものの、KY活動での伐倒作業における退避行動の周知はされておらず、退避の作業手順が守られなかった。

【改善対策】

- ・伐倒した木が倒れ始めたら直ぐに退避するという基本の作業手順の周知徹底。
- ・社内安全会議を開催し、全社員で作業手順の確認を行い、周知徹底するとともに作業手順書の拡充を行った。
- ・伐倒作業等、危険が伴うと思われる作業は、複数人で作業を行う。

事故現場状況図



【分類】 伐採、チェーンソー

【被害状況】 業者人身 男1人 胸骨骨折（1ヶ月の安静加療）

令和3年度に建設工事で発生した事故事例（立木処理事故）

【事故概要】

砂防堰堤上流の支障木伐採作業中、作業員が溪流右岸の立木(太さ30cm)を伐倒したところ、左岸側の岩に当り跳ね返ってきた倒木に、作業員の脚が挟まれ負傷した。

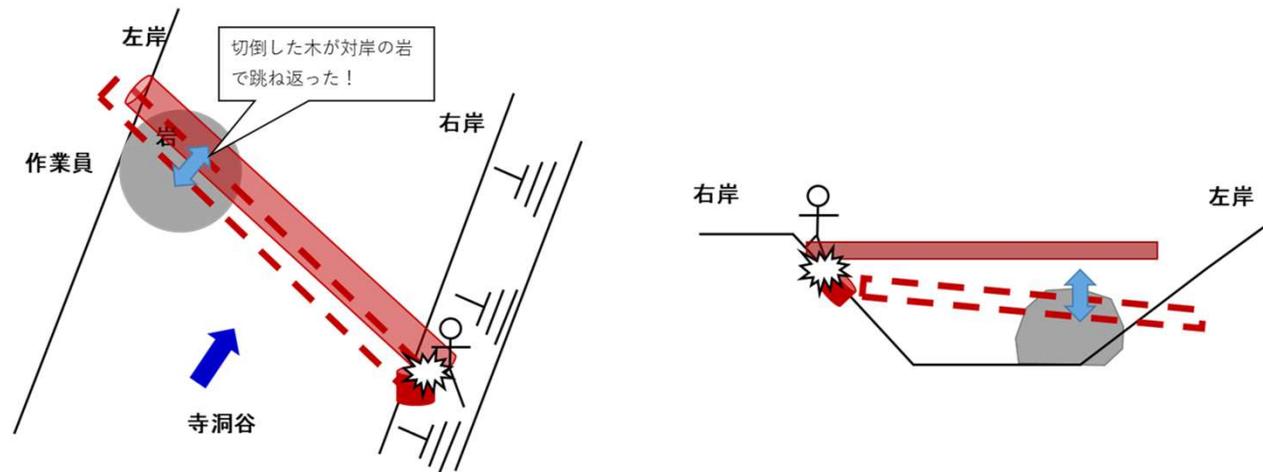
【事故原因】

- ・伐倒の際に退避する場所、退避方法、退避経路の安全性について、元請けの確認が不足していた。
- ・また、伐倒方向によって危険が生じる恐れがないか、その確認も不足していた。

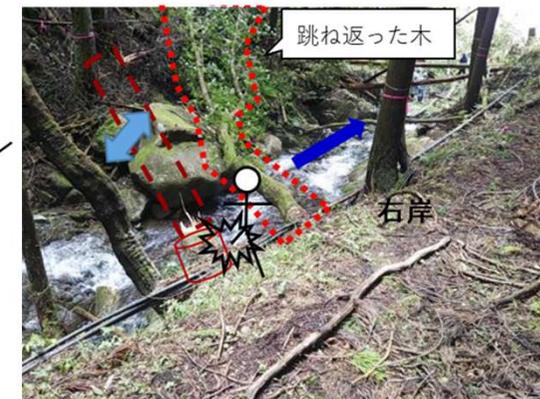
【改善対策】

- ・元請けは、関係請負人の作業員に対して、伐倒の際に退避する場所を決定させ、確実に退避可能な場所か確認する。
- ・あらかじめ選定した避難場所へ移動するにあたって、退避に支障が無いよう退避経路の整備を行う。
- ・現場の特徴を十分に把握し、伐倒の際に危険を生ずるおそれがある方向へ伐倒させない。

事故現場状況図



事故現場状況写真



【分類】 伐採

チェーンソー

【被害状況】 業者人身 男1名 右脛骨腓骨骨折(全治2か月)

令和3年度に建設工事で発生した事故事例（立木処理事故）

【事故概要】

伐採した立木の枝払い作業を、チェーンソーを使用する作業員と木を抑える補助作業員の2名で行っていたところ、キックバックによって木を抑えていた作業員の方にチェーンソーが跳ね返り、木を抑えていた作業員にチェーンソーが当たり負傷した。

【事故原因】

- ・作業計画において、近接作業を禁止していたが徹底されず、キックバック等で接触する可能性のある範囲に被災者を入れて補助作業をさせた。
- ・伐木にかかるツル類、小枝払いは手鋸、手おの等を用い、チェーンソーの使用を避けるべきであったが、これらの事前の準備がされていなかった。

【改善対策】

- ・作業の区域分けを行い機械取扱作業員と補助作業員が接触しないようにする。
- ・伐木にまつわるツル類や、小枝等の除去は玉切り等を行う前に手鋸、手おの等を用い除去する。
- ・作業手順や機械取扱など危険予知活動について安全教育を徹底する。

事故現場状況図



「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」や「チェーンソー安全マニュアル」等に枝払い作業時に、同時に2人以上で枝払い作業をすることを禁じている。

【分類】立木処理、伐採

【被害状況】業者人身 男性 1人 左前腕、左肩、下顎の挫創（2週間の加療）